

府中市地域防災計画（令和2年修正）の修正（案）に対するパブリックコメント手続の実施結果

1 意見の提出期間

令和4年2月21日（月）から3月23日（火）まで

2 意見の提出者数等

提出者	件数	意見の提出方法別の人数				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
2人	10件	2人	0人	0人	0人	0人

3 意見の概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	風水害6頁 3-1	3-1に「市は、避難確保計画の作成支援・その確認及び避難訓練の支援を行う。」と記述しているものの要配慮者利用施設の避難確保計画は令和3年9月30日現在132施設115施設しか制定できていない。この状況は、令和3年度末までに解消しそうなのか？教えてほしい。	令和3年度末時点で118施設が作成済みです。市では、要配慮者利用施設を対象に、避難確保計画の作成に係る研修会を実施しており、今後も引き続き、避難確保計画の作成を促してまいります。
2	震災編47頁	要配慮者が、国土交通省の自衛水防制度の導入趣旨とずれてきていて、厚生労働省の考え方では、高齢者対策に対する優先度だけ高まっていて、東京都の防災計画もその趣旨に重なっているような表現に見える。 文部科学省からは、通知文書が教育委員会に提出されていることは確認しているものの、厚生労働省所管の保育園の乳幼児や学童保育対象者、身体障がい者の方も避難対策が必要なことは変わらない。総論の存在がなく、震災編が総則的位置づけであればその線で表現を改める必要はないのか？認識を問う。	市地域防災計画の「避難行動要支援者における連携体制の確立」に記載があるとおり、避難行動要支援者については、高齢者のみならず障害者も含まれます。また、要配慮者には乳幼児や妊産婦、外国人なども含まれるものと認識しております。 今後、都地域防災計画の見直し等を踏まえ、整合性を図ってまいります。
3	資料編	市内の文化財一覧の記載があることは望ましい。教育委員会の努力には敬意を表したい。	
4	震災編91頁 第2部 第4章 6-2 ガス設備の安全対策 供給設備 ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化)局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約260ブロックに分割している。	東京ガスのガス導管は、二次被害を未然に防ぎ、かつ供給停止地域を最小化するために、低圧ブロックの細分化を進め、更なる被害極小化に努めています。 2022年3月現在、以下のブロック数となりますので修正をお願いいたします。 低圧導管網260ブロック⇒低圧導管網317ブロック（2022年3月現在）	低圧導管網のブロック数を修正します。
5	震災編96頁 第2部 第4章 7 エネルギーの確保 ○避難所及び救護所の機能を維持するため、都市開発と連動したコージェネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。	【エネルギーの確保に関する賛同意見】 災害による大規模停電発生時の災害対策本部等、災害対応拠点の機能確保と、72時間を超える停電に対する備えとして、エネルギーの自立化・多重化が有効であることから、都市ガスコージェネレーションシステムなどの自立分散型エネルギー等によるエネルギーの確保を推進方針に盛り込むことは重要と考えます。 また、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムによる自立分散型エネルギーの普及拡大への取り組みは、安定したエネルギーの確保と地球温暖化対策とを両立できる取り組みとして有効であると考えております。 防災・減災対策との横断的連携により推進する施策については、フェーズフリー※の考え方を含む多角的な視点から検討するなど柔軟な考えを取り入れていく必要があります。 ※フェーズフリー 日常的に使用・提供している施設機能や市民サービス、システムなどを平常時だけでなく災害時等の非常時においても利活用できるよう整備してくという考え方。	具体的な取組の応急対策の中に、自立分散型エネルギー等による「エネルギーの確保」について含まれております。ご意見の内容についても含まれるものでございますので、原文のままとさせていただきます。

6	<p>震災編106頁 第2部 第5章 初動対応体制の設備と事業継続体制の確保</p> <p>○市は、「受援応援計画」を策定し、全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受け入れ、事業を継続できる体制を整備するものとする。</p>	<p>【事業継続体制の確保に関する意見】 災害時への備えとして、初動対応体制の設備と事業継続体制の確保に向けて、業務継続のための体制整備、庁舎の維持管理や改修等を推進する際、耐震化等に加えてエネルギーを確保する必要があると考えます。</p> <p>【意見理由】 災害時の市として初動対応体制の設備と事業継続体制の確保に向けて、働く職員や避難された市民の方へ安全で安心かつ平常時の日常生活に近い環境を提供することが重要です。 災害による大規模停電発生時の災害対策本部等、災害対応拠点の機能確保と、72時間を超える長期の停電に対する備えとして、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムなどの自立分散型エネルギーの導入を検討し、電源の自立化・多重化によるエネルギーの確保を図ることが重要と考えます。</p>	<p>具体的な取組の予防対策の中に「防災機能の強化・バックアップ拠点の確保」及び「市施設の停電対策」について記載しております。ご意見の内容についても包含されるものでございますので、原文のままとさせていただきます。</p>
7	<p>震災編150頁 第2部 第7章 第1節 本章の概要</p> <p>現状・背景 首都直下地震等が発生した場合は、多くの自治体が同様に被害を受けることが想定される。 そのため、災害時における医療救護活動は、被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を最大限活用できるよう、広域連携を想定した体制を整備することが必要となる。</p>	<p>【医療救護等の対策に関する意見】 医療施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶やエネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺への対策として、「災害時におけるエネルギーの確保」を検討する必要があると考えます。</p> <p>【意見理由】 医療救護所や医療関係機関など、医療活動に係る重要な施設には、電力供給ネットワーク等の機能停止への備えとして、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムなどの自立分散型エネルギーの利用拡大によるエネルギー供給の多様化に取り組み、災害時における電源の自立化・多重化によるエネルギーの確保に向けた対策を講じていく必要があります。 防災・減災対策との横断的連携により推進する施策については、フェーズフリー※の考え方を含む多角的な視点から検討するなど柔軟な考えを取り入れていく必要があります。 ※フェーズフリー 日常的に使用・提供している施設機能や市民サービス、システムなどを平常時だけでなく災害時等の非常時においても利活用できるよう整備してくという考え方。</p>	<p>災害時における医療救護活動を行うためのエネルギー確保については、医療施設の考え方もありますが、広域連携や各機関との協定を活用し、エネルギーの確保に努めてまいります。 なお、第4章第2節の応急対策の中に、自立分散型エネルギー等による「エネルギーの確保」について含まれております。ご意見の内容についても包含されるものでございますので、原文のままとさせていただきます。</p>
8	<p>震災編204頁 第2部 第9章 第2節 具体的な取組</p> <p>3-2 施設環境の整備 ○避難生活が長期に及ぶほど被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つことが困難になってくるため、「一次避難所」及び「二次避難所」には、間仕切り等の必要な資器材、台帳等を整備する等、「避難所」機能の強化を図るものとする。</p>	<p>【施設環境の整備に関する意見】 避難生活が長期に及ぶほど、劣悪な避難所の生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化への備えに貢献している市の取組み「エコハウス設備設置補助金」を認識していただく必要があると考えます。</p> <p>【追記提案】 ○ 地域一体となった避難者対策を構築するため、自助、共助を促す取組を進めることにより施設環境の整備を推進する。また、災害時に住み続けられる住宅の普及を促進するためコージェネレーション等の自立分散型エネルギーの普及を促進する。</p> <p><意見と追記理由> 自助力向上を図るためにも住宅においては、自立発電機能付家庭用燃料電池や蓄電池等の導入促進を図り、災害時においても自宅で生活を継続できる環境を整えることで在宅避難を推進することが可能になると考えます。停電以外の被害がなかった地域において在宅避難の選択を可能とすることは、自助、共助を促す取組の推進にも繋がると考えます。</p> <p>◆<関連する技術の紹介> 2019年から販売されている家庭用燃料電池（エネファーム）は、停電時発電継続機能が標準搭載されています。災害時において、自宅で生活を継続できるよう、家庭用燃料電池や蓄電池等の設置についても導入促進を図ることで在宅避難を推進していくこと</p>	<p>地域一体となった避難者対策の構築については、管理運営体制の整備にご意見の内容が包含されるものでございますので、原文のままとさせていただきます。 また、災害時に住み続けられる住宅の普及についても、第2章第3節2-2 住宅復興にご意見の内容が包含されるものでございますので、原文のままとさせていただきます。</p>

		<p>も可能になると考えます。</p> <p>また、災害時、避難所となる公共施設の停電への備えとしては、停電時に自立運転可能なタイプの空調機（電源自立型GHP）があります。電源自立型GHPは、停電時に室内の個別空調を継続しつつ、あらかじめ選択した照明・テレビ等の電気機器への給電が可能のため、屋内運動場などの避難所の防災機能向上を図ることができます。</p> <p>停電時の影響を緩和するために自家発・省電力設備を導入することは、資源エネルギー庁「エネルギー基本計画策定後の動向と今後の対応の方向性について」（2018年12月27日）でも言及されています。</p> <p>【参考資料】経済産業省エネルギー基本計画策定後の動向と今後の対応の方向性について（2018年12月27日）資源エネルギー庁P18電力レジリエンス対策パッケージ</p> <p>※停電の影響緩和策等として、災害時にも活躍する自家発電・蓄電池・省電力等の導入支援、再エネ等の地域における利活用促進・安全対策の実施</p> <p>【意見理由】</p> <p>住宅においては、太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギー設備とあわせて、気象等の条件に影響を受けにくい家庭用燃料電池や蓄電池等の導入促進を図り、災害時においても自宅で生活を継続できる環境を整えることで在宅避難を推進していくことも可能になると考えます。</p> <p>また、太陽光発電、家庭用燃料電池、蓄電池にも活用できる電気自動車等の導入を促進するとともに、エレベーターの運転等に必要な電源を確保した共同住宅の普及促進を推進方針に反映させることも重要と考えます。</p>	
9	<p>風水害編14頁 第2部 第2章 都市設備対策</p> <p>○電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策を行う。</p>	<p>【修正提案】</p> <p>○ 電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限に抑えるための対策を行う。</p> <p>【都市設備対策に関する意見】</p> <p>電力やガス等の被害を最小限に抑えるため、平常時から電力のインフラの強化や再生可能エネルギー導入拡大、燃料等の搬送体制の整備等を図る必要があると考えます。エネルギー供給の多重化を図るため、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムによる自立分散型エネルギーの利用拡大への取り組みは、安定したエネルギーの確保と地球温暖化対策とを両立できる取り組みとして重要と考えます。</p> <p>防災・減災対策との横断的連携により推進する施策については、フェーズフリー※の考え方を含む多角的な視点から検討するなど柔軟な考えを取り入れていく必要があります。</p> <p>※フェーズフリー</p> <p>日常的に使用・提供している施設機能や市民サービス、システムなどを平常時だけでなく災害時等の非常時においても利活用できるよう整備してくという考え方。</p>	<p>修正提案が原文で記載している内容と意味が変わらないため、原文のままとさせていただきます。</p>
10	<p>東海地震事前対策編36頁 第6章 第1節 具体的な取組</p> <p>1-3 警戒宣言が発せられたときから発災まで</p>	<p>○ 火気の使用に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスメーターコックの位置を確認する。（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉る。） <p>【修正提案】</p> <p>○ 火気の使用に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メーターガス栓の位置を確認する。（避難するときは、メーターガス栓及び元栓を閉る。） <p>【修正理由】</p> <p>東京ガスでは現在、ガスメーターコックから名称変更しメーターガス栓に統一しております。</p>	<p>名称をメーターガス栓に修正いたします。</p>